新城市インターンシップ実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大学等に在籍する学生(以下「学生」という。)に就業体験(以下「インターンシップ」という。)の機会を提供することで、学生の職業意識の向上及び市政に対する理解を深めるとともに、創造的な人材育成の一助となることを目的とする。

(対象者)

- 第2条 インターンシップの対象者は、次の各号に該当する者とする。
 - (1) 市政に関心があり、かつ、インターンシップを積極的に行う意思を有する者
 - (2) 服務規律を遵守する者

(身分等)

第3条 インターンシップを行う学生(以下「研修生」という。)は、市職員と しての身分は有しないものとする。

(受入手続及び決定)

- 第4条 インターンシップを希望する大学等は、新城市インターンシップ受入申請書(様式第1号)にインターンシップエントリーシート(様式第2号)を添えて市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、研修の希望部署と協議の うえ、受入れの可否を決定し、新城市インターンシップ受入決定通知書(様 式第3号)により大学等に通知するものとする。
- 3 前項により受入れが決定した場合は、インターンシップに関する協定書(様式第4号)により協定を締結するものとする。

(研修期間)

第5条 研修期間は、2週間以内とする。ただし、市と大学等との協議により、 その期間を変更することができるものとする。

(研修時間)

第6条 研修時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時1 5分までとする。ただし、研修生の指導及び監督等を担当する職員(以下「研修指導官」という。)が必要と認める場合には、あらかじめ研修生と協議のうえ、上記時間外においても研修を実施することができる。

(報酬等)

第7条 市は、研修生に対して、賃金、報酬、手当及びその他一切の金品を支給しない。ただし、市の用務による旅行の実費に係る費用弁償は、この限りでない。

(服務)

- 第8条 研修生に係る服務規律については、次のとおりとする。
 - (1) 研修生は、研修期間中は研修に専念しなければならない。
 - (2) 研修生は、法令等を遵守するとともに、研修指導官の指導、監督等に 従わなければならない。
 - (3) 研修生は、本市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
 - (4) 研修生は、研修中に知り得た秘密を漏らしてはならない。研修終了後も同様とする。
- 2 研修生は、前項の規定の遵守について、新城市インターンシップに関する 誓約書(様式第5号)をあらかじめ市長に提出しなければならない。

(研修中における事故責任等)

- 第9条 大学等又は研修生は、研修期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとし、研修中における事故に関しては、大学等又は研修生は自らの責任において対応しなければならない。
- 2 研修生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、大学等又は研修 生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。
- 3 研修生が第三者(市職員を含む。以下同じ。)に与えた損害に関しては、市 は一切の責任を負わない。
- 4 研修生が第三者に与えた損害により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、大学等又は研修生は、当該損害賠償により市が被った損害を補填しなければならない。

(研修の中止)

第10条 市は、研修生が第8条の規定に違反する行為を行った場合、又は研修を継続することにより市の業務に支障が生じ、若しくは支障を生じることが予見できる場合には、研修期間終了前であっても、研修を中止することができる。この場合は、市は大学等にその旨を通知するものとする。

(研修の証明)

第11条 市は、大学等が研修生の研修内容等について証明を求めたときは、 これを行うものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。